

平成27年度 岩槻区対話集会開催概要（11月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>・地区自治会連合会の活動支援を目的とした事業補助金制度の創設について 地域住民のふれあいの場であり、地域福祉全般の支援も担っているイベントを今後も開催していくために、以下のとおり補助金の制度を新設していただきたい。 ①単一自治会(2万円)×自治会数=地区自治会連合会に交付する補助金 ②補助金は年間1回。防災・防犯・地域福祉・地域コミュニティ等の事業に限定 ③前提条件として事業が地域住民の啓発に大きく寄与できるものであること。 ④事前申請方式とし、用途、使途は他の補助金と同様に制限を設ける。</p>	<p>・自治会の皆様には、常日頃から、地域の様々な問題に取り組まれ、住民相互のコミュニティづくりなどに御尽力いただき、感謝申し上げます。「地区自治会連合会の活動支援を目的とした事業費補助金制度の創設について」お答えします。現在、本市では、市自治会連合会、区自治会連合会及び単位自治会に対しまして、住み良い豊かな地域社会の形成に資することを目的に、「自治会運営補助金」を交付し、祭りや敬老会等の開催や環境美化、防犯活動など多岐にわたる活動の実施に活用いただいているところです。地区自治会連合会への補助につきましては、一部の区において、区自治会連合会から地区自治会連合会に対し事業費を配分し、事業が実施されていると伺っております。本市といたしましては、市、区及び地区自治会連合会が地域のコミュニティづくりに取組まれることは、大変重要と認識しております。しかしながら、厳しい財政状況にある中、現行の補助制度を運用できるよう財源確保に努めているところであり、新たな事業費補助制度の創設は大変困難でありますので、何卒御理解くださるようお願いいたします。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
2	<p>・地元中高生が自治会活動に参加する環境について 岩槻地区では、自治会役員の高齢化により積極的な自治会活動が困難な状況である。中高生が持つ若い力と新しい意識を取り入れた自治会活動が展開できれば、地域住民が期待する自治会活動や、行政と住民を結ぶ中継機能の維持等が期待できる。以上の点を踏まえ、以下のとおり、地元中高生が自治会活動に参加できる環境を整備していただきたい。 ①さいたま市内の全ての中学校・高等学校が対象。 ②自治会(自治連)が主催する防災・防犯・地域福祉・地域コミュニティ等の事業に中高生が参加する。 ③その事業は地域住民の多くが参加し、地域全体の啓発に大きく貢献できるものであること。 ④さいたま市教育委員会と市内の全中学校・高等学校間で「中高生が自治会活動に参加できる」基本契約を結ぶ。(傷害保険等も含む) ⑤具体的な調整は自治会(連合会)と地元中学校・高等学校間で行う。</p>	<p>・自治会の皆様には、常日頃から、住み良い地域社会の実現に向け、様々な問題に取り組まれ、住民相互のコミュニケーションづくりなどに御尽力いただき、感謝申し上げます。「地元中高生が自治会活動に参加できる環境の整備について」のうち、「②自治会(自治連)が主催する防災・防犯・地域福祉・地域コミュニティ等の事業に中高生が参加する。」環境整備について、お答えします。一部の自治会では、区域内の中学校等に声をかけて、夏祭りや防災訓練、清掃活動といった自治会活動を、生徒と一緒に実施しているとお伺っています。本市としましても、将来の自治会活動を担っていく中高生をはじめとする若い世代の方々にも自治会活動に関心を持ち、参加してもらえよう、様々な機会、媒体を通して自治会活動をPRしてまいりたいと考えております。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p> <p>・日頃より、岩槻地区自治会連合会の皆様におかれましては、本市の教育行政に対しまして御理解、御協力を賜り、また、児童生徒の登下校時の見守りや、様々な学校活動に対しまして御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。教育委員会といたしましては、児童生徒が、日頃から自治会が主催する防災・防犯、地域コミュニティ等の事業に積極的に参加することは、安心・安全なまちづくり、豊かなコミュニティづくりを進める上でも大変意義があるものと考えております。ご要望の「地元中高生が自治会活動に参加できる環境の整備」につきましては、自治会から参加依頼があった際には、積極的に協力するよう、校長会などを通じて教育委員会から各校長に依頼してまいります。なお、傷害保険につきましては、学校行事など、教員引率による学校管理下における教育活動の一環として行われる場合は、児童生徒のケガに対して日本スポーツ振興センター災害共済給付の医療費給付が適応となります。今後も、教育委員会といたしましては、各学校が地域に根ざし、地域とともにある学校づくりを進めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。 【教育委員会事務局学校教育課】</p>
3	<p>・信号機の設置について 川通中学校入口の渋滞対策として橋の拡大や道路の拡幅、う回りの道路新設などを要望しているところであります。つきましては、早急の対策として現在の手押式の信号機ではなく、通常の「信号機」の設置を要望致します。</p>	<p>・信号機の設置につきましては、道路交通法の交通規制に該当するため、警察の管轄となります。区としては、地元自治会や学校等から信号機設置の要望書を提出していただければ、現況を確認し、岩槻警察署へ要望書の提出をして参りますので、ご理解の程よろしくお願いたします。 【岩槻区くらし応援室】</p>

平成27年度 岩槻区対話集会開催概要（11月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	<p>・災害対策の現状と課題について 災害時に高齢者を避難させるうえで、自治会区域内から指定先である小学校の避難所までは2kmほどの距離があり、この距離を高齢者が歩くのは困難である。近くにあるコミュニティセンターいわつきは飽和状態となることが予想されるため、自治会区域内にあるお寺の会館を指定緊急避難場所や指定避難所、あるいは一時避難所として協定もしくは見直しをすることは可能か。</p>	<p>・さいたま市では、指定避難所等は、避難者を地域住民に特定することなく受け入れる施設であるため、公共施設を活用しております。ただし、「共助」の観点から、地域の自治会館やマンションの集会所を住民の避難生活の場として、自主防災組織が自主的に開設・運営する場合には、「身近な地域の防災拠点」として登録する制度をモデル的に始めております。この制度に登録しますと、平時から、市が備蓄する物資の一部(毛布・アルファ米)の貸与を受けて、施設内に備蓄しておくことができます。本年度の登録は終了しておりますが、来年度も登録を受け付ける予定ですので、自主防災組織を結成されており、登録を希望される場合は、お問い合わせください。【総務局危機管理部防災課】</p>
5	<p>・振り込め詐欺防止に関する対策について ①岩槻区では、振り込め詐欺防止に対してどのような対策活動及び啓発活動をしているか。 ②自治会や自主防犯パトロール隊は自治会区域内や通学区域、駅前で街頭キャンペーンなどの啓発活動にも参加している。街頭啓発の際、岩槻区が用意するリーフレットや啓発品は、ごく一部の方にしか配布されていない。自治会内の高齢者にも防犯意識を高めさせるため周知したいので、区の防犯啓発予算を充実させ、年1回でもいいので自治会や防犯パトロール隊に啓発品などを預けてほしい。</p>	<p>・岩槻区では振り込め詐欺被害防止対策として主に3つの事業を行っております。1つ目は、岩槻区防犯連絡協議会及び岩槻警察署と連携した、「振り込め詐欺被害防止等についての警察講話」(平成26年度には民生委員・児童委員協議会の地区定例会、平成27年度には希望するシニアクラブにおいて実施)。2つ目は、区民の防犯意識・知識の向上を目指し、岩槻区防犯連絡協議会との共催で開催する防犯イベント「岩槻区民 防犯の集い」。3つ目は、区役所職員による青色防犯パトロールでの振り込め詐欺被害防止の呼びかけ活動です。岩槻区では今後とも、自治会の皆様や防犯連絡協議会、警察等と連携して、防犯啓発活動に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力くださるようお願いいたします。</p> <p>・区内の自治会及び自主防犯パトロール団体の数、また市の財政状況を勘案いたしますと、各団体に啓発品を配布するための予算の確保は難しい状況にあります。本市では自主的に地域防犯活動を行う自治会や自主防犯パトロール団体等の団体に対し、防犯パトロールや防犯研修会等で使用する用品の購入に係る費用について、「地域防犯活動助成金」を交付しております。この助成金は防犯に関する啓発品の購入にもご使用いただけますので、ご利用をご検討くださるようお願いいたします。【岩槻区民生生活部総務課】</p>
6	<p>・自転車盗難防止に関する対策について 岩槻駅周辺では、度々自転車の盗難事件が発生しており、民間有料駐輪場が整備されつつあるが、未だ路上駐輪が目立つように感じる。岩槻駅周辺での駐輪場が使いやすく整備されれば、放置自転車や盗難なども減るのではないかと。岩槻駅周辺の公共駐輪場の管理状況と、今後公共駐輪場における有料化や整備などの予定があれば教えてほしい。</p>	<p>・まず、岩槻駅周辺の公共駐輪場は、駅の西側に2施設ございまして、管理状況については、さいたま市シルバー人材センターへの委託により、日常の清掃及び自転車の整理を行っております。ご指摘のとおり、両施設において、無料で開放している施設ということもあり、防犯面での課題を認識しておりますが、これ以上の維持管理を行うことが困難なため、警察に巡回の強化をお願いしている状況となっております。</p> <p>今後の予定としましては、既に各施設には掲示しておりますが、来年3月中旬に予定される駅西側への民間駐輪場4施設の開設に合わせて、無料施設は閉鎖し、民間駐輪場の収容台数が不足した場合も考慮して、このうち1施設を、有料化したうえで1年間の臨時施設として運営いたします。</p> <p>・新たな民間駐輪場では、各施設により設備が異なりますが、ゲートやラックなどの駐輪設備に加え、必要に応じて防犯カメラも設置されるなど、安全性や防犯性の向上が図られるものと考えております。こうした民間駐輪場との連携により、駅周辺の駐輪環境の充実を図るとともに、路上への放置自転車の監視、撤去など、放置自転車対策にも取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】</p>

平成27年度 岩槻区対話集会開催概要（11月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
7	<p>・空き家に関する事件防止対策 自治会区域内に空き家が目立ち、火災・窃盗・空き巣など事件の心配がある。このような事件が発生しにくい状況を作り上げていくためにも、岩槻区内で空き家条例を活用した事例があれば情報提供してほしい。</p>	<p>・はじめに、空き家に起因する事件を予防するには、まずは、空き家を所有又は管理する方に、適正に管理していただく必要があります。本市では、「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」において、空き家の適正な管理を、その所有者等の責務としており、管理不全な状態の空き家があった場合には、条例に基づく指導等により、その所有者等に対して、状態の改善措置を求めるとしております。岩槻区内においても、くらし応援室にて、区民からの相談や苦情などを受け、空き家の所有者等を調査し、所有者等に連絡・面会・文書などにより適正な管理を指導しております。また、空き家管理ができる事業者の情報として、本市と「空き家等の適正管理の促進に関する協定」を締結している、さいたま市シルバー人材センターによる「空き家等の管理業務」の紹介も行っております。</p> <p>・これまでに、岩槻区内で改善された事例としては、所有者の死亡により数年間放置されていた空き家について、くらし応援室で追跡調査をした結果、相続人を特定することができ、空き家の管理について相談を重ね、不動産売却等により状態の改善に至ったケースがあります。</p> <p>・なお、以上のことは、適正な管理が行われていない空き家についてはありますが、このような空き家が生じるのを未然に防ぐには、地域コミュニティにおける情報共有、並びに協力関係の構築が重要であるものと考えております。本市でも、今年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の運用方法について、現在検討を行っており、今後、条例と併せて運用していく予定です。今後も、近隣に管理されていない空き家があるという相談をいただいた場合は、条例や「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切に対処してまいります。</p> <p>【環境局環境共生部環境総務課/岩槻区くらし応援室】</p>
8	<p>・加倉浄水場跡地公園整備の進捗状況並びに今後の計画について 平成24年度の区政懇談会で、加倉浄水場跡地の公園整備について質問した際、解体が終わったら公園整備内容について地元自治会へ意向を伺うとの回答をいただいておりますが、平成27年度中に公園整備事業着工するという説明と図面が配布された後は、計画内容が分かりません。今後の設計・工期予定など公園整備に向けた計画を詳しく教えてください。</p>	<p>・当公園につきましては、平成26年度に地元の方々と意見交換のうえ設計作業を行ってきたところですが、その結果を踏まえ、現在、工事発注作業を進めているところでございます。今後については、入札により請負業者が決定した後、地元関係者に改めて工程等をご説明いたしますので、請負業者決定まで今しばらくお待ち下さるようお願いいたします。</p> <p>【都市局都市計画部都市公園課】</p>

平成27年度 岩槻区対話集会開催概要（11月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
9	<p>・高齢者世帯の現状と課題について 自治会では災害時等にも高齢者や障害者を避難させるなどの支援していく体制を整えているが、自治会区域内に自力で避難できない高齢者がいる場合、自治会が把握している情報だけでは支援にも限界がある。 ついては、市が持っている高齢者の名簿・情報・実態などを民生・児童委員だけでなく、自治会にも提供し避難する際に高齢者や障害者を支援するための制度があれば紹介してほしい。</p>	<p>・平成25年6月の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、今年度、本市においても避難行動要支援者名簿を作成しました。避難行動要支援者名簿については、全体用名簿と事前提供用名簿の2種類があります。全体用名簿は、掲載要件に該当するすべての人を掲載した名簿で、平常時は市で保管し、災害時は消防や警察、市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会（自主防災組織を結成していない場合）、民生・児童委員など避難支援者等関係者に提供します。事前提供用名簿は、全体用名簿のうち、平常時から自主防災組織、自治会（自主防災組織を結成していない場合）、民生・児童委員に提供することに同意した方を掲載した名簿です。</p> <p>・名簿掲載の要件として、一定の介護度や障害の等級を取得している方が対象となっており、さいたま市全体で約47,100名が該当しています。今年度6月下旬に福祉総務課より、対象者に対して名簿掲載の同意書を発送しており、現在、約22,800名から同意を得ております。</p> <p>同意を得た方を掲載した事前提供用名簿を配布する必要がある自治会、自主防災組織については、各区総務課で受領していただくよう、1月7日付で防災課から通知を発送したところです。</p> <p>災害時には、市においても避難行動要支援者の安否確認を行いますが、確認ができない場合は、自主防災組織・自治会の皆様のご協力が必要となります。名簿を実効性のあるものにするために、日頃から見守りや防災訓練などに活用し、コミュニケーションを図っていただきますようお願いいたします。【総務局危機管理部防災課】</p>
10	<p>・黒谷市営住宅の跡地に遊水地を設置することについて 平成26年度区政懇談会の処理状況・経過状況では、平成27年度には入居者の移転が済み、平成28年度中には建物取壊し・所管・所属換えを行うと伺っています。 ①今後の所管・所属予定先を教えてください。また、取り壊しの際は、和土地区自治会連合会や地元住民へ周知するなど配慮をお願いします。 ②和土住宅の被害改善を優先とする遊水地機能を備えた施設の整備をお願いします。</p>	<p>・黒谷住宅敷地につきましては、平成28年度の黒谷住宅取壊後に庁内的な検討を図っていくこととしておりますので、現時点では所管換、所属替先につきましては未定となっております。なお、黒谷住宅取り壊しの際には、工事車両等が通行することから、取り壊し前に近隣住民の方に対する説明会の実施を予定しております。【建設局建築部住宅課】</p> <p>・ご質問の遊水地機能を備えた施設につきましては、当該地区を流れる南下新井排水路に遊水地の整備計画を有していないことから、新たに整備する予定はありません。和土住宅の浸水被害の軽減を図るためには、南下新井排水路の放流河川である、準用河川黒谷川の改修が必須となりますことから、黒谷川の早期改修に向け努力してまいります。【建設局土木部河川課】</p>
11	<p>・和土住宅内の道路整備について 和土住宅内のすべての道路について、スマイルロードの申請を行ったところですが、今後の取り組み状況の予定や進捗状況を教えてください。</p>	<p>・和土住宅地内の市道については、和土住宅自治会長より平成25年11月と平成27年11月の2回に分けて、和土住宅全域におけるスマイルロード整備申請書を提出いただいております。しかしながら、和土住宅地内の市道については、道路境界が一部の路線において部分的に確定しているものの、多くの路線が未確定であることから、現段階におきましてスマイル申請は、受付保留となっております。和土住宅地内の道路境界については、今年度、区域線測量による道路境界査定が実施されているところであり、今年度中に和土住宅全域の道路境界確定が見込まれております。道路境界が確定となりましたら、来年度7月頃に実施予定のスマイルロード審査会に審査をかける予定となっております。審査が通りましたら、住宅地内の排水効率向上を考慮しつつ、主として下流となる路線から、年次計画によるスマイルロード整備工事を実施していく予定です。</p> <p>・なお、今年度の工事予定については、昨年度に引き続き、スマイルロード申請をいただいていた和土住宅南側の2路線について、スマイルロード整備工事（市道4367号線外）を予定しています。施工時期は、年明け1月中旬の着工を予定しております。【建設局北部建設事務所道路維持課】</p>

平成27年度 岩槻区対話集会開催概要（11月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
12	<p>・和土住宅公園の遊水池について 和土住宅公園の遊水池には水門が設置されていますが、どのような状況で作動させるかという基準について自治会説明会の中で検討をお願いしたところですが、その後の進捗状況を教えてください。</p>	<p>・和土住宅公園の遊水池の水門については、現在、堰板を固定する構造のため、水位を調整するための機能が備わっておりません。そのため、平成28年度以降に水門の改修を予定しております。ご質問の水門を作動させる基準につきましては、前向きに検討しているところでございます。【都市局北部都市・公園管理事務所管理課】</p>
13	<p>・慈恩寺水害対策について 本年も9月7日から9日の豪雨で、当慈恩寺地区でも冠水被害が発生している。水害対策として、徳力調整池の工事が進められているが、現実には、大雨による冠水被害があり、早く安心して暮らせる安全な地域になるよう以下のとおり対策を早期にお願いしたい。 ①上院川上流、下流調節池の整備の実施 ②グリーンレスト住宅東側に広がる休耕地を調整池として整備してほしい</p>	<p>・慈恩寺地区の水害対策につきましては、徳力調節池の早期完成に向けて事業を進めており、その進捗に合わせ準用河川上院川改修事業につきましても順次進めていくこととしております。なお、準用河川上院川の河川計画において、流域内の排水を効果的・効率的に処理するため最適な位置として、上院川の上流と下流に2箇所の調節池を整備する計画としていることから、ご質問の休耕地を調整池として整備する予定はありません。今後も浸水被害軽減に向けて、準用河川上院川の改修事業の推進に努めてまいります。【建設局土木部河川課】</p>